平成２８年（再イ）第２５号
京都市右京区太秦石垣町43番地７
再生債務者　田中愉美子
１　決議に付する再生計画案　平成28年７月15日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成28年９月５日まで
平成28年８月５日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２８年（再イ）第１８号
熊本市南区近見６丁目20番96号
再生債務者　田中　暢一
１　決議に付する再生計画案　平成28年７月25日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年８月18日
３　再生計画案に対する回答期間　平成28年８月18日まで
平成28年８月４日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（再イ）第３０号
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿1361番地
再生債務者　松田　　等
１　決議に付する再生計画案　平成28年８月３日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年８月25日
３　再生計画案に対する回答期間　平成28年９月１日まで
平成28年８月４日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（再イ）第１号
長崎県松浦市志佐町里免186番地２
再生債務者　木谷　康博
１　決議に付する再生計画案　平成28年７月28日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年８月26日
３　再生計画案に対する回答期間　平成28年９月２日まで
平成28年８月５日
長崎地方裁判所平戸支部破産再生係

平成２８年（再イ）第２号
山口県防府市大字植松210番地の３　植松グランコートＢ103号室
再生債務者　甲斐　竜矢
１　決議に付する再生計画案　平成28年８月２日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年９月２日
３　再生計画案に対する回答期間　平成28年９月２日まで
平成28年８月５日　山口地方裁判所

小規模個人再生による再生手続開始中更正

平成２８年（再イ）第１４号
京都府長岡京市野添１丁目19番１号　シャトー小西202（申立時の住所）京都府向日市上植野町浄徳12番地　植田マンション102号室
再生債務者　千葉　磨依（旧姓岡田）
１　主文　当裁判所が平成28年４月12日午後５時にした小規模個人再生による再生手続開始決定中、申立人（再生債務者）の住所が、「京都府向日市上植野町浄徳12番地　植田マンション102号室」とあるのを、「京都府長岡京市野添１丁目19番１号　シャトー小西202（申立時の住所）京都府向日市上植野町浄徳12番地　植田マンション102号室」と更正する。
２　決定年月日　平成28年８月２日
京都地方裁判所第５民事部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２４年（再イ）第６５号
埼玉県川口市大字行衛556番地の７
再生債務者　喜本　秀伸
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成24年12月５日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成28年８月４日
さいたま地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第４号
静岡県浜松市中区萩丘５丁目１番19号
再生債務者　入山　修二
１　決定年月日時　平成28年８月３日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年８月31日まで
４　一般異議申述期間　平成28年９月12日から平成28年９月20日まで
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２８年（再ロ）第１００２７号
東京都世田谷区赤堤１―18―22
再生債務者　浅見　泰生
１　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年９月１日まで
４　一般異議申述期間　平成28年９月15日から平成28年10月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再ロ）第６号
金沢市有松１丁目６番10号
再生債務者　鼓田野栄二
１　決定年月日時　平成28年８月５日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年９月２日まで
４　一般異議申述期間　平成28年９月９日から平成28年９月23日まで
金沢地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第１号
三重県伊勢市神田久志本町1001番地10
再生債務者　岸江　正典
１　意見聴取に付する再生計画案　平成28年７月27日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成28年８月26日まで
平成28年８月５日
津地方裁判所伊勢支部再生係

平成２８年（再ロ）第１０号
大阪府茨木市下穂積２丁目９番35―1102号
再生債務者　藤本　一枝
１　意見聴取に付する再生計画案　平成28年７月15日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成28年９月１日まで
平成28年８月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再ロ）第１号
兵庫県豊岡市出石町町分42番地の２　グランデールⅠ　203号室
再生債務者　石井信一郎
１　意見聴取に付する再生計画案　平成28年７月19日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成28年９月２日まで
平成28年８月５日
神戸地方裁判所豊岡支部再生係

平成２８年（再ロ）第３号
香川県高松市松福町１丁目23番23号
再生債務者　福家　扶之
１　意見聴取に付する再生計画案　平成28年７月27日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成28年９月２日まで
平成28年８月５日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第２号
名古屋市名東区牧の里２丁目1404番地　メゾン牧の里206号
再生債務者　山岡　崇人
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年８月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年８月４日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再ロ）第１号
滋賀県甲賀市水口町松尾1003番地９
再生債務者　小野　　茂
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年８月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年８月５日
大津地方裁判所民事部再生係